



**佐賀市立日新小学校
 ～創立150周年記念式典～**



令和6年11月10日に記念式典を開催することができました。写真はくす玉開きの様子です。

150周年を迎える今年度は、歴史を振り返り、未来への新たな一歩を踏み出す年です。これからも「日に日に新しく」子どもたち一人ひとりが輝ける学校であり続けることを願っています。

退職関係の情報掲載!!

も
く
じ

特定保健指導・特定健康診査のお知らせ	2	マイナ保険証お持ちですか	10
今年度開催した各種セミナーの報告	3	退職・転出時の貸付金の償還についてのお知らせです	11
退職後の医療保険制度について	4	退職するときの年金の手続きは?	12～13
公立学校共済組合任意継続組合員制度について	5～6	ベネフィット・ステーション事業について	14
〈任意継続組合員が受けられる短期給付一覧〉	7	公立共済メンバーズカードのデザインが変わりました!	14
被扶養者の認定要件は大丈夫ですか?	8～9	「グランデはがくれ」からのお知らせ	15～16

被扶養者・任意継続組合員への特定保健指導のお知らせ

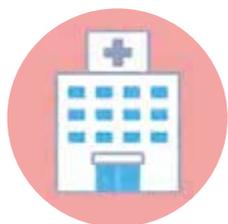
40～74歳の被扶養者・任意継続の皆様へ

特定保健指導の対象となった方は
利用券を活用して特定保健指導を受けましょう！



①予約

医療機関一覧から受診する医療機関を選び、電話で予約します。



②面談

専門スタッフと面談し、生活習慣の改善計画と目標を立てます。



③計画実践

計画に従って実践します。支援レベルによっては、継続面談等が実施されます。



④評価

電話や文書などで身体状況・生活習慣の確認が行われます。



忙しいし、受けるのは面倒だな…

自覚症状もないし、自分でそのうち取り組むから大丈夫かな…

▼ここまで見てそう思ったアナタへ

特定保健指導は利用者のライフスタイルに合わせて、無理なく実践できることから提案します。なお、生活習慣病のほとんどは自覚症状がありません。自覚症状が出たころには手遅れとなる場合もあります。「いつかやるから」と先延ばしにしている、取り返しのつかないこともあります。また、生涯にわたって高額な医療費を払い続けることにもなりかねません。あなたの楽しみや将来の夢は、「健康」であることが前提ではないでしょうか。今一度、ご自身の体と向き合い、大切な自分のため、家族や友人のためにも、今できることから実践しましょう。

令和7年度特定健康診査のお知らせ（予告）

令和7年度40～74歳の誕生日を迎えられる 被扶養者・任意継続の皆様へ

毎年4月1日時点で公立学校共済組合の資格を持たれている方には、特定健診^{※1}の受診券を配布しています。

※1 特定健康診査（特定健診）…生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。



①受診券到着

- 被扶養者分
被保険者の所属へ発送（予定）
- 任意継続とその被扶養者
ご自宅へ発送（予定）



②予約

受診券と合わせて同封してある医療機関一覧から、医療機関を選んで予約



③受診

予約をした医療機関へ、「組合員資格が確認できるもの」と「受診券」を持参

個人で人間ドックを受診される方について

特定健診の受診券を用いて人間ドックを受診いただくと、割引した価格で受診いただけます。令和5年度より行っており、令和7年度も引き続き実施をする予定です。なお、この割引が受けられる医療機関については、受診券と合わせて一覧をお送りします。

今年度開催した各種セミナーの報告

メンタルヘルス講習会（ラインケア）



講演会の様子



開催日	会場	参加者
6月28日	相知文化交流センター	23名
7月17日	ゆめぷらっと小城	23名
9月27日	グランデはがくれ	23名

- すべてが職場において、実践に活かせる内容であった。
 - 相談を受けた際、自分の経験だけで対応することが怖かった。専門的な指導でこれから生かしていけると思う。
- 第2回では参加者全員が「大変良かった」とご回答をいただき、大変実りのある講習会となりました。

メンタルヘルス講習会（セルフケア）



講演会の様子



開催日	会場	参加者
6月19日	グランデはがくれ	23名
8月 2日	相知交流文化センター	18名
8月20日	ゆめぷらっと小城	84名

- 自身の想像以上にストレスが溜まっていることに気が付いた。人間関係についても勉強になった。
 - アロマで癒された。また参加したい。
 - 呼吸法をしたら短時間だったが、とてもスッキリした。お話の仕方もとても心地よく聞きやすかった。
- 第3回は84名の方にご参加いただき、大盛況でした。

健康増進セミナー（睡眠）



講演会の様子



開催日	会場	参加者
8月28日	ゆめぷらっと小城	34名

- 睡眠の改善方法が分かったので今後に活かそうと思った。
- 睡眠の役割、自分の今の睡眠の質、これから実践できそうな睡眠の技術を学ぶことができた。
- ヨガを実際に体験する時間があり、少しの時間でも身体がスッキリした。

睡眠改善プログラムにも20名の方にご参加いただきました。ありがとうございました。

健康増進セミナー（栄養と運動）



講演会の様子



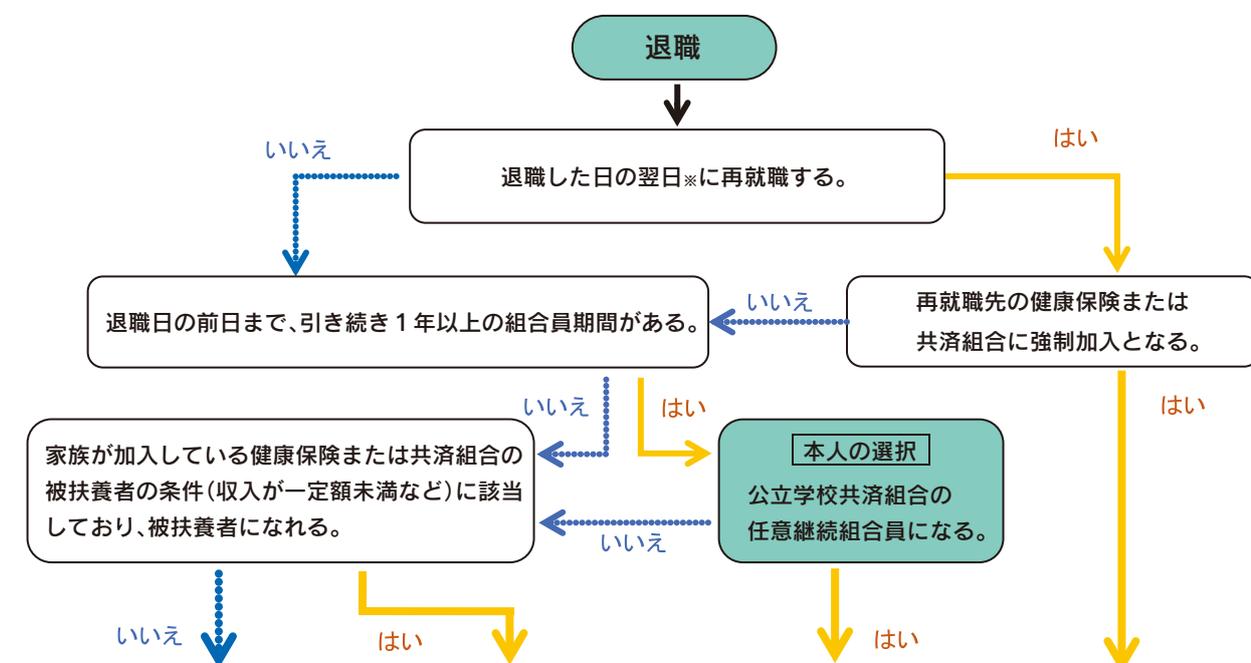
開催日	会場	参加者
7月30日	グランデはがくれ	12名

- 筋トレと違い、歩き方を変えることは日常でできることであり、取り組みやすかった。
- 生活習慣病予防のための食事について知ることができた。
- 座学と実技で生活習慣病予防の理解が深まった。

退職後の医療保険制度について

公立学校共済組合員である教職員が退職をすると、共済組合員資格を喪失しますので、新たに公的医療保険制度に加入することになります。

加入の要件は再就職の有無や勤務状況によって異なりますので、ご自身に合った制度を選んで、加入手続きを行いましょう。



	国民健康保険の被保険者	健康保険または共済組合の被扶養者	任意継続組合員 (最長2年間加入できます) 5~7ページ参照	健康保険の被保険者または共済組合の組合員
給付内容	附加給付がない等、健康保険や共済組合より給付額が少額になることもあります。	健康保険または共済組合により異なります。	現職時とほぼ同じです。給付内容は7ページを参照ください。	健康保険または共済組合により異なります。
掛金 (保険料)	前年の収入をベースに算出(市町より異なります)されます。	被扶養者となるため掛金(保険料)の負担はありません。	雇用主負担がなくなるため、最大で現職時の2倍になります。	健康保険または共済組合により異なります。
窓口	各市町国民健康保険担当	ご家族が加入されている医療保険担当	公立学校共済組合佐賀支部	再就職先の医療保険担当
その他	被扶養者制度がないため、これまで被扶養者であった方の分の保険料を世帯主が負担することになります。	年金(公的年金、個人年金)も収入に含まれます。被扶養者になるための条件については、保険者間で異なる場合があるので事前に確認してください。	被扶養者制度についても在職時と同じです。	再就職先によっては、健康保険が適用されない場合があります。

※ 正規職員を退職後、数日の空白期間において公立学校の臨時的任用職員になる場合、退職時に次の雇用が決まっており、かつ退職から2週間以内(退職の翌日から起算して14日以内)の再雇用であれば、空白期間も公立学校共済組合員としての資格は継続します。

例) 3/31付け退職、4/14付け臨時的任用(常勤講師等)

公立学校共済組合任意継続組合員制度について

共済組合に掛金を納めることにより、本人及び被扶養者が退職後も引き続き（最長2年間）医療給付等について、現職時と同様の給付と一部の福祉事業が受けられる制度です。

加入要件

- ①退職日の前日までに1年以上引き続き組合員であること
- ②退職の日から起算して20日を経過する日までに共済組合へ申し出を行うこと
（共済組合へ掛け金の納入、申告書の提出が20日以内に終了することです）

なお、再就職などにより、途中で脱退することはできますが、再加入するためには、再度①②の要件を満たす必要があります。

Q 1 令和6年4月1日に採用された臨時的任用職員が令和7年3月31日付で退職する場合、任意継続組合員になれますか？

A 1 退職日の前日（令和7年3月30日）の時点で1年以上引き続き組合員ではないのでなりません。

令和7年度も臨時的任用職員として勤務し、組合員期間の要件を満たせば任意継続組合員になることができます。

Q 2 任意継続組合員期間の途中で臨時的任用職員に採用された場合、臨時的任用期間終了後に再度任意継続組合員になれますか？

A 2 臨時的任用職員の期間満了日（退職日）の前日までに1年以上引き続き組合員であれば加入できます。

なお、任意継続組合員となるための要件である「1年以上引き続き組合員である」の中には任意継続組合員の期間は含まれません。

Q 3 会計年度任用職員ですが、任意継続組合員になれますか？

A 3 期間満了日（退職日）の前日までに1年以上引き続き組合員であれば加入できます。

Q 4 正規職員で令和6年3月31日退職し、4月7日より臨時的任用職員として令和7年3月31日まで勤務して退職します。任意継続組合員になれますか？

A 4 資格が継続していますので、加入できます。

申出方法と期限

年度末退職者の加入申出及び掛金納入期限は以下のとおりです。

- ・任意継続組合員申出書の提出期限 令和7年3月14日（金）
- ・任意継続組合員掛金納入期限 令和7年3月14日（金）



掛金の算定方法

任意継続掛金は短期給付に係る掛金と介護保険の掛金からなります。

現職時は事業主（県）と折半していた掛金を全額納めるようになるため、現職時のおよそ2倍の額になります。

$$\text{掛金月額} = \text{算定の基準となる額}_{*1} \times \left(\frac{\text{短期掛金率}}{1000分の93.20} + \frac{\text{介護掛金率}}{1000分の15.92} \right)_{*2}$$

※1 次のいずれか低い額により掛金が算定されます。

- ・退職時の標準報酬月額
- ・全組合員の平均標準報酬月額（令和6年度は380,000円）

※2 令和6年度の率です。

例) 掛金額の最高額（40歳以上65歳未満で平均標準報酬月額380,000円を適用した場合）

短期掛金 月額35,416円（380,000円×93.2 / 1000）…①

介護掛金 月額 6,049円（380,000円×15.92 / 1000）…②

掛金年額 497,580円（①+②）×12月

掛金の払込方法

払込は「年払い」、「半期払い」、「毎月払い」のいずれかを選択し、共済組合から送付される「振込依頼書」により佐賀銀行で払込んでください。※1

なお、年払い、半期払いの場合、前納割引※2があり、年払いの場合、毎月払いよりも年間の掛金総額が約1万円安くなり大変お得です。（年払い 487,152円）

※1 払込時に受け取る「振込金（兼手数料）受取書」は、確定申告の際に社会保険料控除の確認書類として必要となりますので、大切に保管してください。

※2 割引率は令和6年度現在のものです。

※3 「振込依頼書」毎に振込手数料が110円必要です。

任意継続組合員の資格喪失

次のいずれかに該当したときに資格が無くなります。

- ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 掛金を期日までに払い込まなかったとき
- ④ 他の医療保険制度に加入したとき（再就職等により健康保険等に強制加入）
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることの申出を共済組合が受けた場合において、その月の末日が到来したとき（家族の被扶養者になったとき等）

任意継続の掛金は年払いだと割引も大きいし、払い込み忘れによる資格喪失の心配もないね。



給付金等の振込について

給付金が生じた場合は、佐賀銀行指定の口座に振り込みます。

なお、退職後も現職時に生じた給付金が振り込まれる場合がありますので、任意継続組合員制度への加入の有無に関わらず退職後半年程度は当該口座を解約しないでください。

任意継続組合員が受けられる短期給付

短期給付には、法律（健康保険法等）で給付の種類や内容などが定められている「法定給付」と、保険者（共済組合）が財政事情などを勘案して定款で定める「附加給付」（一部負担金払戻金、家族療養費附加金）があります。

<任意継続組合員が受けられる短期給付一覧>

給付事由	給付名 二段の場合、上段が本人 下段が家族	給付概要	請求方法
病気や負傷	療養の給付 家族療養の給付	組合員(被扶養者)が病院でマイナ保険証等を使用して診療を受けたとき ⇒総医療費のうち7割を共済が負担	自動給付
	入院時食事療養費	組合員(被扶養者)が病院で食事療養を受けたとき ⇒食事に要した費用から自己負担額を控除した額を共済が負担	
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	組合員(被扶養者)が重度の障害等により医師の承認を受けた上、自宅において指定事業者から指定訪問看護を受けたとき ⇒指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済が負担	
	一部負担金払戻金☆ 家族療養費附加金☆	組合員(被扶養者)の保険適用の窓口負担が、25,000円を超えているとき ⇒窓口負担額(3割)から25,000円を差し引いた額を共済が負担	
	高額療養費	組合員(被扶養者)の保険適用の窓口負担が一定額を超える場合 ⇒窓口負担額のうち自己負担限度額を超えた額を共済が負担	
病気や負傷	療養費 家族療養費	①組合員(被扶養者)がやむをえない事情によりマイナ保険証等を使用しないで病院で受診したとき ②マイナ保険証等が使用できないもののうち、医師が治療上必要と認めた場合(コルセット等の治療用装具、はり、きゅう、マッサージ等) ※①②ともに共済組合が認めた場合 ⇒総医療費のうち7割を共済が負担	請求書提出
出産	出産費(同附加金☆) 家族出産費(同附加金☆)	組合員(被扶養者)が出産したとき ⇒488,000円※(附加金50,000円) ※産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合、12,000円を加算して50万円を支給	
死亡	埋葬料(同附加金☆) 家族埋葬料(同附加金☆)	組合員(被扶養者)が死亡したとき ⇒50,000円(附加金25,000円)	
	弔慰金 家族弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき ⇒標準報酬月額1月分を支給 被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき ⇒標準報酬月額1月分の7割を支給	
住居等の損害	災害見舞金	組合員が災害により、住居や家財に損害を受けたとき(損害の程度により給付されない場合もあり、現地調査が必要となりますので、事由が発生した場合はすぐに電話連絡してください) ⇒被害の程度により標準報酬月額の0.5～3月分を支給 災害見舞金は共済組合独自の給付となります	

- ・ ☆印は法定給付に上乗せして、公立学校共済組合が独自に行っているものです。(附加給付)
- ・ 請求行為(請求書提出)により支給される給付金は、その給付事由が生じた日から2年以内に請求しなければ、時効により給付金を受給する権利が消滅します。



被扶養者の認定要件は大丈夫ですか？

被扶養者の認定が遡って取り消しになると医療費の返還が必要になります。

▶ 遡って取消になった日以降に、マイナ保険証を使って医療機関を受診していた場合は、医療費を返還してもらうことになります。

通常、マイナ保険証を提示して医療機関を受診すると、医療費の3割分^{※注}を窓口で支払って、残りの7割分^{※注}は共済組合が負担しています。その7割分^{※注}の金額を返還してもらうことになりますので、遡りの期間が大きかったり、たくさんの病院を受診していたりすると返還してもらう金額も数百万と大きくなってしまいます。

返還する医療費は、法定給付（高額療養費等）及び附加給付はもちろん、互助会からの医療給付金も全て返還対象となりますので、定期的に扶養している被扶養者（ご家族）の現況を確認しましょう。 ※注…生年月日により異なる

毎年多い被扶養者の取消事例を紹介します



取消事由	事 例	取消日
就 職	・ 就職等により他の健康保険（社会保険等）の被保険者となったとき (注) 収入が限度額以内であっても被扶養者の取消となります	・ 健康保険の資格取得日 ・ 就職日
収入超過	・ アルバイト等による収入が年額130万円以上又は月額108,334円以上の収入が見込まれるとき (注) 収入には通勤手当等も含まれます	・ 就労初日
	・ 60歳以上等（注①.②）は年額180万円以上が見込まれるとき ・ アルバイト等による収入がある者が年金支給開始となり、年金額と収入額の合計年額が180万円以上又は月額150,000円以上が見込まれるとき (注) 次の①と②に該当する者のみ、限度額は年額180万円です ① 障害を支給事由とする公的年金等の対象者 ② 60歳以上の者 ※ これに該当しない者の限度額は、年額130万円です (60歳未満で遺族年金を受給している場合を含みます)	・ 年金証書等の受領日 (不明な場合は通知日) ※ 年金額の改定通知書が届いたら金額を確認して下さい。 増額改定により所得限度額を超えた場合は取消となります。
	・ 月額108,334円以上の収入が3か月連続で超えたとき (60歳以上等は150,000円以上)	・ 4か月目の初日
別 居	・ 雇用保険（失業等給付）の基本手当日額が3,612円以上の場合 (注) 受給期間中は被扶養者になれません	・ 受給開始日
	・ 確定申告により認定基準年額以上となったとき ◎ 事業所得等は、総収入から共済組合が必要経費として認める経費を控除して年額を算出します (所得税法上の所得とは一致しません) ◎ 農業所得を家族で従事している場合は、名義人に関係なく従事割合により所得が按分されます ◎ 個人年金や株の配当金も収入に含まれます (注) 個人年金は、課税所得証明書等に雑所得として計上されることで、収入が発覚し遡って取消となる事例が発生しています (例) 支給額(A) - 掛金額(B) = 雑所得の課税の対象となる金額 (A) 300,000円 - (B) 195,000円 = 105,000円(雑所得) ※ この場合の個人年金の収入額は300,000円となります。	・ 税務署の受付日又は確定申告最終日 ※ 個人年金の取消日の取扱いについては、契約時等で確定した支払開始日又は、支払通知書等の受領日等です。 年額130万円未満の収入要件に含まれますので必ず申告をお願いします。
結 婚	・ 同居を条件とする被扶養者と別居したとき	・ 別居の日
結 婚	・ 結婚により組合員との生計維持の実態が無くなったとき	・ 婚姻日 ・ 生計が別になった日
送 金	・ 別居している父母等への送金額が認定要件の基準額未満になったとき ◎ 基準額 = 収入合計額（送金額を含む）の3分の1以上	・ 認定要件の基準額未満になった月の初日
夫 婦 共同扶養	・ 扶養手当等の付け替え（扶養替）により主たる扶養者でなくなったとき ・ 組合員の年間収入と比較し配偶者の年間収入の割合が1割を超えたとき ※ 主たる扶養者である組合員が、育児休業を取得することにより無給となり夫婦の収入が逆転したときに限り、育児休業を取得しなかった場合にもらえたであろう給料による年間収入で比較して差し支えないものとして取り扱いすることができます。	・ 扶養手当等の取消日 ・ 前年分比較、昇給昇格日（1月1日等） ・ 事実が生じた日（配偶者の就職日等）など

※ 令和2年4月1日（施行日）より、被扶養者の要件に「国内居住要件（日本国内に住所を有すること）」が追加されました。詳しくは、「福利さが152号 令和2年7月1日発行 6ページ」をご参照ください。

組合員の皆様へ

令和6年度の検認に
ご協力いただき有難うございました。

引き続き、被扶養者（ご家族）の収入等の現況確認をお願いします。
また、収入等の現況確認で気になる点がありましたら、速やかに学校の
共済事務担当者へご相談ください。



新規で被扶養者の認定を受けようとするときは

- ▶ 被扶養者は、組合員と一定の身分関係（3親等内の親族）にあり、主として組合員の収入により生計を維持する者でなければなりません。

主として組合員の収入により生計を維持する者とは、生活の基盤を組合員におき、原則として組合員からその生活の資の主要なる部分を得ている者を指します。組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合（夫婦共同扶養等）において、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合（収入等により比較して）は、被扶養者に認定することはできません。

- ▶ 被扶養者の認定申告について
事実発生日（結婚・出生・退職等）の事由により行う場合は、事実発生日から30日以内に申告してください。

申告の手続きが遅れた場合（30日超過）の被扶養者認定日は、所属長が被扶養者申告書を受理した日からとなり、無資格の期間の病院等の診療費は全額自己負担となります。その場合は、国民健康保険等に加入することとなります。

- ▶ 別居している父母等を被扶養者として認定する場合
被扶養者として認定を受けようとする者の「収入額（認定対象者自身の収入並びに組合員及び当該組合員以外の者の送金等による収入の合計額をいう。）」に占める組合員の送金額の割合が、3分の1以上であることが認定要件となります。

ここでいう「収入額」とは、認定対象者自身の収入に、組合員の送金額及び他の者からの送金額を加えた額をいいます。

$$\text{収入額} = \text{(A) 認定対象者自身の収入} + \text{(B) 組合員の送金額} + \text{(C) 他の扶養者の送金額}$$

$$\text{(例) 「収入額」} = \text{(A) 80万円} + \text{(B) 40万円} + \text{(C) 30万円} = 150万円$$

$$150万円 \div 3 = 50万円$$

$$50万円 > 40万円 (= \text{(B) 組合員の送金額})$$

※ この場合の送金額だと「収入額」に占める組合員の送金額の割合が3分の1以上ではないため、認定できません。



住所変更手続きについて

- ▶ 組合員が住所変更をした場合
共済組合員申告書による記載事項変更を申請してください。必ず住民票に記載の住所を記載してください。
- ▶ 被扶養者が住所変更をした場合
組合員と別居となる被扶養者の住所変更は、被扶養者申告書により記載事項変更申請を行って下さい。
ただし、組合員と一緒に転居し、同居の状態が継続する場合は申告は必要ありません。



20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の被扶養者認定を受けるときは

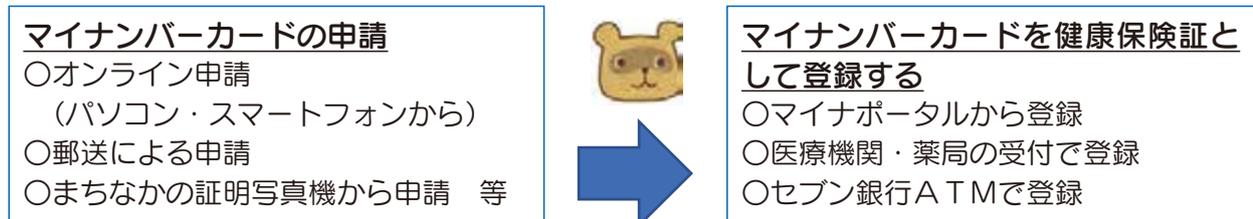
- ▶ 「国民年金第3号被保険者関係届」及び年金手帳または基礎年金番号通知書の写し（基礎年金番号等が確認できる書類）を被扶養者申告書と一緒に必ず提出してください。
（短期組合員は、提出を教職員課より委任されています）
- ※ 提出があったものは、共済組合が日本年金機構の定める年金事務所へ届出を行います。
- ※ 第3号被保険者とは、第2号被保険者（会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者（65歳以上で老齢年金を受ける人を除く））の配偶者で、20歳以上60歳未満（原則、年収が130万円未満）の方が対象です。

マイナ保険証お持ちですか

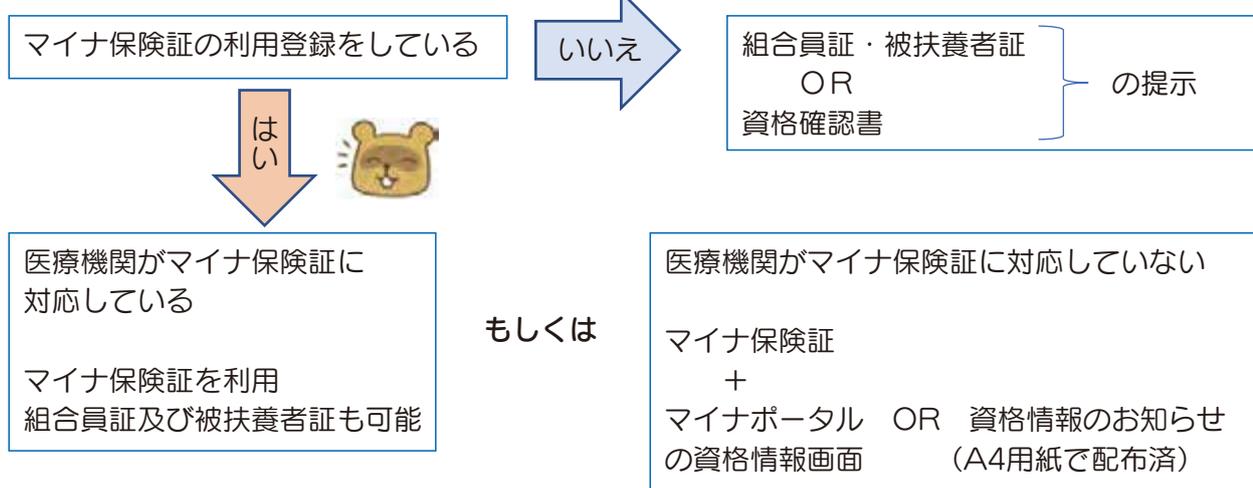
令和6年12月2日健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証とマイナンバーカードを紐づけしたもの）へ移行しました。

現在、組合員証・被扶養者証をお持ちの方は、令和7年12月1日まで使用することができます。

☆マイナンバーカードを健康保険証として登録するには



☆医療機関で保険診療を受けるとき



☆資格確認書について

マイナ保険証をお持ちでない新規の組合員・被扶養者の方には「資格確認書」を送付しています。組合員証・被扶養者証をお持ちの方で、マイナ保険証として登録をされていない方には、令和7年秋に発送する予定です。



☆医療機関受診時の高額療養費について

現在、多くの医療機関でオンライン資格確認が行われています。これにより療養費が高額になるときに自動的に限度額の確認が行われます。そのため、限度額適用認定の申請は不要になります。医療機関で必要と言われた時に「限度額適用認定書」の申請をお願いします。



☆マイナ保険証の登録解除について

マイナ保険証の登録解除も受け付けております。組合員より連絡をお願いします。



☆「医療費のお知らせ」について

必要な方に「医療費のお知らせ」を送付しております。申請になりますので、所属の共済事務担当者へご連絡ください。

退職・転出時の貸付金の償還についてのお知らせです。

注目!



○退職するとき

退職手当から控除される金額については、令和7年3月上旬ごろに通知予定の「貸付金残高証明書」でお知らせします。

○転出するとき

共済の貸付金を償還中の方が、下記転出先へ異動が判明しましたら佐賀支部へご連絡ください。



公立学校共済組合の他支部 (県外への転出)	転出先の共済組合で引き続き償還を行う(移管制度) ※退職手当が支給される場合は、即時償還となる
地方職員共済組合佐賀県支部	下記のいずれかを選択 ① 自己資金で一括して償還 ② 当共済組合が発行する「貸付金残高証明書」を使用し、転出先の共済組合より貸付を受け、当支部の未償還金を一括して償還 ③ 佐賀支部へ「徴収嘱託申出書」を提出し、徴収嘱託制度(※1)を利用
佐賀県市町村職員共済組合	
国家公務員共済組合	下記のいずれかを選択(原則、①と②の方法で未償還金の全額即時償還) ① 自己資金で全額即時償還 ② 転出先の共済組合から貸付を受け、全額即時償還 ③ 償還継続制度(※2)を利用

- ※1 転出先の共済組合で、給与から償還金を控除し、当支部に継続して償還する制度です。
- ※2 転出後、本人振込みにより当支部に継続して償還する制度です。
当支部で償還中の貸付に団体信用生命保険(団信)加入者に限り利用可能。
複数の貸付を償還中の場合は、団信非加入の他の貸付についても継続償還することができます。

申請書も忘れずに提出しましょう。

★徴収嘱託制度(※1)と償還継続制度(※2)とも、転出から5年以内に当支部へ転入しなかった場合は、自己資金や転出先共済組合で借換えしていただくことで、当支部の未償還金を即時償還していただきます。



定年延長により償還金の返済が継続される方へ

共済の貸付金を償還中の方で、定年延長により、60歳以降の給料が7割程度となった場合も償還額は変わらず、給与控除も継続されます。

・月々の償還額を減らしたい。
・月々の償還額はそのままで償還回数を減らしたい。

こんなときどうすればいいの?



そんな方に

一部繰上償還償還制度のお知らせです!

一部繰上償還は、貸付残高の一部を繰り上げて償還することができる制度です。

繰り上げ償還後は償還回数や1回あたりの償還額を減らすことができます。

一部繰上償還を希望される際は「一部繰上償還申出書」を提出ください。



※詳細はQRコードよりご確認ください。

退職するときの年金の手続きは？

一般組合員の方が、公立学校共済組合佐賀支部を退職する場合（定年（定年取扱い）退職、早期退職、再任用フルタイム満了者、再任用フルタイムを更新しない方）は、年金の手続きとして「退職届書」等を必ず提出してください。

◎ 提出書類については、次頁「2. 退職時の年金関係書類について」をご参照ください。



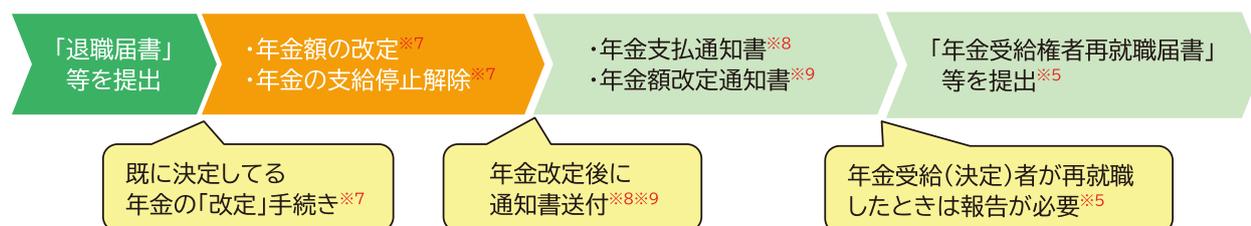
1. 「退職届書」等を提出後の年金請求（改定）手続きの流れ

● 昭和36年4月2日以降生まれの退職者 【年金の未決定者】



- ※1 一般組合員を退職時に「退職届書」等を提出されると、将来の年金請求に備えて年金待機者となり、後日、公立学校共済組合本部から待機者番号が付された「年金待機者登録通知書」が送付されます。
- ※2 昭和36年4月2日以降生まれの方は、原則65歳で年金の受給権が発生します。
- ※3 年金の受給権が発生する2～3か月前に年金請求書が送付されます。添付書類等を揃えて、忘れずにお手続きされてください。
- ※4 年金請求書を提出後、決定するまでに3～4か月程度の期間を要します。
支給開始年齢の到達日（受給権発生日）の翌月分から年6回支給され、偶数月の15日（土日または祝日のときは、その直前の平日）に、その支給月の前月までの2か月分が支払われます。
- ※5 年金を受給（決定）している方が、「他の共済組合または公立学校共済組合佐賀支部」を退職して1日以上の期間を空けて再就職をされ、「公立学校共済組合佐賀支部組合員」になった方は、「年金受給権者再就職届書」等の提出が必要です。

● 昭和36年4月1日以前生まれ^{※6}の退職者 【年金受給（決定）者】



- ※6 昭和36年4月1日以前生まれの方は、生年月日に応じて年金の支給開始年齢は異なります。【下表参照】
- ※7 一般組合員を退職時に「退職届書」等を提出されると、既に決定している年金の再計算及び年金の支給停止が解除され、後日、公立学校共済組合本部から変更後の内容を記載した「年金支払通知書」^{※8}が送付されます。
なお、年金額の「改定」及び「支給停止解除の手続き」には半年程度の期間を要します。
- ※8 「年金支払通知書」は通常年2回（6月・12月の定期支給日の直前）に送付されますが、送付後に改定等により支給額等が変更になった方には、直後の定期支給期に改めて変更後の内容を記載したものが送付されます。
- ※9 「年金額改定通知書」は年金額の改定があった場合に、原則として6月の定期支給日前に送付されます。

【支給開始年齢 早見表】

生年月日	特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金	繰上げ支給の老齢厚生年金
S34. 4. 2 ~ S36. 4. 1	64歳	65歳～	60歳以降
S36. 4. 2以降	—	65歳～	60歳以降

2. 退職時の年金関係書類について



令和7年3月頃の所属長あて通知文書「年度末・年度初めにおける事務手続について（通知）」において、最新の案内をしますので、そちらも必ずご確認ください。

【退職時の年金関係書類提出一覧（一般組合員、短期組合員）】

対象	提出書類名	備考
一般組合員のみ 年金を受給(決定)している方 ※障害年金を含む。 ※在職中による年金の支給停止の方を含む。	・退職届書 1部 ・就職予定調査票 1部 ・履歴書（退職日までの記載があること）. 1部 ◎平成27年10月以後1年以上引き続き組合員期間があり、且つ65歳に達して退職される方は、次の書類が必要です。 ・退職年金（年金払い退職給付）決定請求書 1部 （以下の書類は、上記の決定請求書において、 <u>有期退職年金を一時金で受給する選択をされた方のみ提出が必要です。</u> ） ・終身退職年金・有期退職年金「改定」請求書 1部 ・退職所得申告書 1部 ・「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」添付用紙 1部 （退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の写しの貼付が必要）	既に「決定」している年金の「改定」手続きを行います。 共済組合独自の年金部分（年金の新3階部分）の「決定」又は「改定」手続きを行います。
一般組合員のみ 年金を受給(決定)していない方	・退職届書 1部 ・履歴書（退職日までの記載があること）. 1部	将来の年金請求に備えて年金待機者として登録を行います。
一般組合員 短期組合員 公立学校共済組合佐賀支部組合員から他の共済組合員 ^{※注} となる方	・組合員転出届書 1部 ・履歴書（退職日までの記載があること）. 1部 ※注 他の共済組合員とは、他県の公立学校共済組合、地方職員共済組合（知事部局）、市町村職員共済組合（市町教育委員会等）、国家公務員共済組合（佐賀大学附属小中学校等）、警察共済組合等の組合員を指します。	他の共済組合員 ^{※注} となる方は、転出後の正規職員、非正規職員を問わず、「組合員転出届書」の提出が必要です。

【備考】

- ★ 短期組合員（臨時的任用職員、会計年度任用職員）で退職される方は、専用様式「短期組合員用退職届書（添付書類不要）」を提出してください。
- ★ 令和6年度末退職予定者（全員）の方は、令和6年度「退職後の予定に係る申告書」を所属経由で提出期限【2月14日（金）迄】に公立学校共済組合佐賀支部へ提出が必要です。（詳しくは事務担当者へご確認ください。）

3. 年金の繰上げ支給制度について

老齢厚生年金の支給要件を満たしている方は、60歳から65歳に達するまでの間に繰上げ請求を行い、その請求を行った翌月分から老齢厚生年金の支給を受けることができます。ただし、この制度を利用すると取り消すことができません。詳しくは、公立学校共済組合佐賀支部までお問い合わせください。

【繰上げ請求の注意事項】

- ① 年金額は繰り上げた月数（1月あたり0.4%（1年あたり4.8%））に応じて減額となり、その減額率は生涯にわたって続きます。（S37. 4. 2以後生まれの方は0.4%（それ以前の方は0.5%））
- ② 老齢基礎年金、他実施機関の老齢厚生年金も同時に繰り上げなければなりません。（すべてが減額対象）
- ③ 事後重症による障害厚生年金等の請求を行うことや障害等級3級の方の増進請求ができなくなります。
- ④ 繰上げ請求を行った場合でも、在職等により年金の全部又は一部が支給停止になる場合があります。



ベネフィット・ステーション事業について 短期組合員の方もご利用いただけます！

★ベネフィット・ステーション事業とは

組合員および配偶者および各々二親等以内の親族の方の健康増進を目的とした福利厚生サービスです。

健康両立支援プラン（健康、スポーツ、育児、介護）のサービスをご利用いただけます。



★会員証登録の方法

ベネフィット・ステーションのご利用にあたり、ベネアカウムの登録が必要となります。

下記 URL もしくはQRコードよりホームページにアクセスしてください。

URL : <https://bs.benefit-one.inc/>

QRコード :



★登録の流れ

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

●カスタマーセンター(営業時間:全日10時~18時 ※年末年始を除く)へご連絡ください。

公立学校共済組合

2024.10.01

公立共済
メンバーズカードの
デザインが変わりました!

シックな雰囲気をもった大人のカードに。サービスも変わらず充実。

公立共済メンバーズカードのお申し込み・お問い合わせはこちら

<https://www.kourituyasuragi.jp/memberscard/>

公立共済メンバーズデスク 0120-258-678

【受付時間】9:30~17:30

New!

カード情報も
裏面印字で安心

※すでに公立共済メンバーズカードをお持ちの方は、有効期限まで、そのままご利用いただけます。

Bridal Fair

幸せな人生のストーリーを
紡いでいくウェディング

2025
WINTER

Best Wedding for you



婚礼料理の試食を楽しみ
会場見学や衣装も試着できる
体験型ブライダルフェア

2025 2/24 [月・祝]
11:00~15:00

結婚式はお二人の大切な時間。

「料理にこだわりたい」「写真は記念の場所で」

「お花で理想の空間を作りたい」

「サプライズで感動を届けたい」etc...

あなたにとって一番の結婚式を

真心込めて寄り添い演出します。



HOTEL
グランデはがくれ
Grande Hagakure

■ご予約・お問い合わせ

TEL0952-25-2212

www.grande-hagakure.com

✉ info@grande-hagakure.com

〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号

ホームページはこちらから！

グランデはがくれ 🔍 検索



 Instagram

Instagramで最新の
情報をチェック!!





Bridal Report

私たち「グランデはがくれ」で結婚しました。2024.12.9

嘉村 瞭太・史帆 ご夫妻

Kamura Ryota Shiho

大好きなアウトドアの
ディスプレイをさせていただき
楽しい時間で満足でした♥



妹の結婚式でグランデはがくれさんでの結婚式に初めて出席しました。温かみのある木のチャペルが印象的で、アウトドアなナチュラルな感じの式にしたかった私たちにぴったりの雰囲気でした。私たちは、出産後の結婚式だったので、準備や話し合いなど上手く進めていけるか不安もありましたが、プランナーの秀島さんや衣装室のスタッフさんなど温かく寄り添ってくださったり、私たちのイメージにぴったりの提案やアドバイスをしてくださったり、計画的に進めていくことができました。また、食事も美味しいと好評で大満足です。私たちがイメージしていた以上に最高の結婚式になったと思います。一生忘れられない1日を一緒に創り上げてくださった秀島さんをはじめ、グランデはがくれのスタッフの皆様に感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

Check!

- 大満足! 「**教職員様限定ウェディングプラン**」もございます。
新郎新婦またはご両親様が佐賀支部組合員の場合は、**最大20万円**の補助があります。

ベストレート保証

- 「**直接予約で一番お得に!!**」

他のブライダル情報サイトやブライダルカウンターなどからの紹介でご来館された場合より、当ホテルの公式ホームページからご予約頂いた場合が一番お得なプランをご用意できます。

お得なプランを
早速チェック!



HOTEL
グランデはがくれ
Grande Hagakure

■ご予約・お問い合わせ

TEL0952-25-2212

www.grande-hagakure.com

info@grande-hagakure.com

〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号